

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神戸老人ホーム（以下、「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第7条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条第1項及び第2項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬・賞与及び退職手当金を支給する。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当金は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表4に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 5 この法人の常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3) 退職慰労金については、別表3に定める額

- (4) 交通費については、職員旅費規程に準ずる額
- 6 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表 4 に定める額
 - (2) 交通費については、職員旅費規程に準ずる額
- 7 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表 5 に定める額
 - (2) 交通費については、職員旅費規程に準ずる額
- 8 第三者委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表 6 に定める額
 - (2) 交通費については、職員旅費規程に準ずる額

(報酬等の支給方法)

- 第 5 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。但し、その日が休日に当たるときは、給与規程第 5 条第 2 項に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
 - (3) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は通貨を以て本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 6 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、第 4 条及び附則を改正し、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

| 役職名 | 報酬の額 |
|------|-------------|
| 理事長 | 月額 200,000円 |
| 常務理事 | 月額 120,000円 |
| 理事 | 月額 80,000円 |

別表2（常勤役員等の賞与）

| | |
|--------|-------------|
| 6月の賞与 | 報酬月額×1.0か月分 |
| 12月の賞与 | 報酬月額×1.5か月分 |

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数1

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。但し、1か月未満は、1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(2) 理事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(3) 監事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 会計監査、監事監査等への出席 | 50,000円 |
| 業務監査等への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

別表5（評議員選任・解任委員の報酬）

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 選任・解任委員会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

別表6（第三者委員の報酬）

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 第三者委員会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

役員等退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸老人ホーム(以下、「法人」という)の役員等退職慰労金に関する事項について定める。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事を言い、評議員を合わせて役員等という。
2. 常勤役員とは、本法人の事業所に勤務する役員で、週4日間以上勤務する者をいう。
常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

(退職慰労金)

第3条 役員等が退任した場合には、感謝状の贈呈と、第4条に定める基準に基づき退職慰労金を支給し、慰労の意を表する。

(退職慰労金の計算方法)

第4条 退職慰労金の計算方法は、次のとおりとする。

1. 常勤役員については、「役員等報酬規程」に準ずる。
2. 非常勤役員等については、下記の表のとおりとする。

| 在任期間 | 金額 |
|-----------|----------|
| 2年以上5年未満 | 50,000円 |
| 5年以上10年未満 | 100,000円 |
| 10年以上 | 200,000円 |

(減額又は支給停止)

第5条 退任した役員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額又は支給停止することが出来る。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事長が理事会の決議を得て別に定める。

(附則)

1. この規程は、令和3年3月29日から適用する。